

林業・木材産業改善資金の保証人手続きが

令和2年4月から変わります！

林業・木材産業改善資金を借り入れる際、連帯保証人を立てていただくか、土地家屋などの不動産を担保に入れていただくことになっています。

■ 連帯保証人

大阪府から保証いただく内容や条件等をご説明したうえで、借用証書に署名捺印（実印）及び印鑑証明書を提出

■ 不動産等担保

法務局で担保とする不動産等に根抵当権を設定登記
（借入者負担：約3万円～）

この度、民法の一部が改正され、令和2年4月1日から次のとおり手続き等が追加されます。

■ 連帯保証人

- ・公証人役場で保証いただく内容や条件等について承諾されているか確認した公正証書を作成（借入者負担：約1万1千円）
- ・この手続きを借入希望日前の1ヶ月以内に作成（本人のみ。代理人不可）

■ 不動産等担保

変更なし

【お問合せ先】

大阪府環境農林水産部検査指導課

総務・金融グループ

TEL 06-6941-0351（代表）内線 6741

FAX 06-6210-9545